

京都市告示第 80 号

児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 11 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 京都ライトハウス	障害児相談支援事業	京都ライトハウス相談支援室 2670100151	京都市北区紫野花ノ坊町 1 1 番地	令和 4 年 3 月 31 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)